

台風・地震警戒時等における園児・児童・生徒の登下校(園)の指導ならびに授業実施について

桑名市教育委員会
教育長 加藤 眞毅

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

子どもたちの安心に関して、以下のとおり、ご協力頂きますようお願いいたします。なお、このたび「4 熱中症特別警戒アラートが発表された場合」について、令和7年3月27日付で、改訂させて頂きましたので、お知らせいたします。

1 台風時等における警報等の発表時

(1) 始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合

幼稚園・小学校・中学校とも登校(園)を見合わせ、自宅待機とします。

警報が午前6時までに解除された時は、幼稚園・小学校・中学校とも、登校(園)し、授業を行います。
なお、授業開始時刻は、各学校において地域の実情に応じて決定します。

警報が午前6時になっても解除されない時には、幼稚園・小学校・中学校とも休校(園)とします。

(2) 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合

警報が発表された時は、原則として直ちに授業を中止し、風雨又は風雪の状況や通学路の安全を確認し、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせることもあります。

(3) 高潮・波浪・大雨・洪水・大雪警報が発表された場合

地域によっては、上記(1)(2)に準じ、適切な措置を講じることもあります。

(4) 特別警報が発表された場合

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報については、上記(1)(2)のとおりとします。高潮特別警報および波浪特別警報については、上記(3)のとおりとします。

(5) 避難指示が発令された場合

人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況に発令される避難指示については、上記(1)(2)のとおりとします。

(6) 始業前に大雨が降っている場合

激しい雨が降っている時は、幼稚園・小学校・中学校とも雨がおさまってから登校(園)させてください。

(7) 始業前に激しく雷が鳴っている場合

雷が激しく、危険が予想される時は、幼稚園・小学校・中学校とも雷がおさまってから登校(園)させてください。

(8) その他の注意報または警報が発表された場合も、状況にあわせ適切な措置を講じます。

2 震度5強以上の地震発生時

(1) 始業前に、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、幼稚園・小学校・中学校とも休校(園)とします。

(2) 始業後に、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、直ちに授業を中止し、児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難行動を開始します。下校させる場合は、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応を取り、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせる場合があります。

3 南海トラフ地震臨時情報発表時

- (1) **始業前に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されている場合**
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が午前6時時点で発表されている場合には、幼稚園・小学校・中学校とも休校（園）とします。
・南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が午前6時時点で発表されている場合には、幼稚園・小学校・中学校とも、注意対応をとりながら、通常通りの活動としますが、状況に応じて、休校等の措置をとる場合があります。
- (2) **始業後に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合**
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、原則として直ちに授業を中止し、避難行動を開始します。下校させる場合は、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応をとり、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校（園）を見合わせる場合があります。
・南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表された場合には、注意対応をとりながら、通常通りの活動としますが、状況に応じて、避難行動等をとります。

4 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

- (1) **始業前に全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合**
・全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合は、登校（園）を見合わせ、自宅待機とします。
・ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、学校からの情報伝達を待って、登校（園）します。
・ミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、幼稚園・小学校・中学校とも自宅待機とします。桑名市災害対策本部により、登下校（園）の安全が確認でき次第、学校からの情報伝達を待って、登校（園）再開となります。
- (2) **始業後に全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合**
・全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた時は、授業を中断し安全を確保します。
・ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開します。
・ミサイル領土内・領海内落下情報が発表された時は、授業は再開せず、追加情報を待ち、状況に応じ、集団下校や保護者への引き渡し等の下校措置を行います。

5 熱中症特別警戒アラートが発表された場合

- ・14時に熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、その翌日を臨時休校（園）とする。

※全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用されます。弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、全国瞬時警報システム（Jアラート）が使用されることはありません。

※上記の内容につきましては、桑名市ホームページ＞防災＞風水害に備えて にも記載しております。

※運用開始 令和7年4月1日より

※問い合わせ先：

- 1～3 桑名市教育委員会事務局 教育指導課 0594-24-1241
4、5 学校教育課 0594-24-1250

